

令和8年1月26日招集

令和8年 第1回

東根市農業委員会定例総会議事録

東根市農業委員会

## 令和8年第1回東根市農業委員会定例総会議事録

1. 令和8年第1回東根市農業委員会定例総会を東根市役所 401・402 会議室に招集した。

1. 令和8年1月26日（月）午前10時00分開会

1. 出席委員は、次のとおりである。（18名）

1番	清野周治	2番	元木太志	3番	大江弘哉
4番	留場美佐	5番	仲野孝藏	6番	山科幸子
7番	永瀬清一	8番	石山一穂	9番	栗原洋幸
10番	芦野繁美	11番	阿部昇	12番	寒河江一浩
13番	大江正好	15番	中谷裕	16番	高橋浩一
17番	東海林光輝	18番	門脇功	19番	菅原繁治

1. 欠席委員は、次のとおりである。（1名）

14番 加藤友英

1. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 報第1号 農地賃貸借契約の合意解約について
- 第5 議第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第6 議第2号 事業計画変更承認申請について
- 第7 議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第8 議第4号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画について
- 第9 農地あっせん委員会の報告
- 第10 農地転用委員会の報告
- 第11 地区委員会の開会及び報告

1. 事務局出席者は、次のとおりである。

事務局長	伊藤 亨	農政主査兼農政係長	高橋 範一
農地係長	後藤 美智子	主任	小山田 ルミ

1. 議 長 農業委員会会長 菅 原 繁 治

1. 議事の顛末

【議長】

只今から、令和8年第1回東根市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の総会に欠席の届出ありました委員は、14番加藤友英委員であります。

従いまして、出席委員の数も定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

16番高橋浩一委員、17番東海林光輝委員、以上2名の委員を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定であります。お諮りいたします。農業委員申し合わせ事項第7項により、会期を本日限りにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日一日限りに決定いたします。

次に、日程第3、諸般の報告を行います。

第12回定例総会後の農業委員会事務処理等の内容は、別紙お手元に配付している資料のとおりでありますのでご了承願います。以上で諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第4、報第1号農地賃貸借契約の合意解約についてから、日程第8、議第4号農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画について、までの1報告と4案件を一括議題といたします。

これより議案の説明を求めます。伊藤事務局長。

【伊藤事務局長】

令和8年第1回東根市農業委員会定例総会議案書に基づき、その内容についてご説明いたします。1頁をお開きください。

今月の農地賃貸借契約の合意解約の届出は23件です。

報第1号 農地賃貸借契約の合意解約について

農地法第18条第6項の規定により通知があった別紙土地に係る合意解約について、同条第1項ただし書きに該当し、県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものです。2頁をお開きください。

### 農地賃貸借契約の合意解約関係

受付番号1番 土地の所在：大字若木字若木●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：4,202㎡の内1,500㎡。賃貸人住所氏名：東根市神町東二丁目●●●● ●●●●●。賃借人住所氏名：東根市神町宮団中通り●●●● ●●●●●。解約後の利用：第三者に賃貸借です。

以下、受付番号2番から5頁の受付番号23番までの22申請は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。6頁をお開きください。

今月の農地法第3条の許可申請は33件です。

### 議第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

農地法第3条第1項の規定による別紙土地に係る許可申請について、本会の議決を求めるものです。7頁をお開きください。

### 農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、所有権移転

受付番号1番 土地の所在：大字東根元東根字大木沢●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：1,246㎡他1筆。譲渡人住所氏名：寒河江市大字日田●●●● ●●●●●。事由：労力不足、経営面積：103a。譲受人住所氏名：東根市本丸東●●●● ●●●●●。事由：経営規模拡大、経営面積：230aです。

以下、受付番号2番から9頁の受付番号14番までの13申請は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

農地法第3条総括表（所有権移転）は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。10頁をお開きください。

### 農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、賃貸借権設定

受付番号15番 土地の所在：大字東根元東根字上江●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地積：3,148㎡他2筆。貸人住所氏名：東根市大字蟹沢●●●● ●●●●●。事由：労力不足、経営面積：80a。借人住所氏名：東根市三日町三丁目●●●● ●●●●●。事由：再設定 経営面積：1,166aです。

以下、受付番号16番から12頁の受付番号31番までの16申請は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

農地法第3条総括表（賃貸借権設定）は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。13頁をお開きください。

### 農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、使用貸借権設定

受付番号32番 土地の所在：大字六田字西浦●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地積：2,482㎡他3筆。貸人住所氏名：東根市六田一丁目●●●● ●●●●●。事由：労力不足、経営面積：157a。借人住所氏名：東根市六田一丁目●●●● ●●●●●。事由：経

営規模拡大、経営面積：157 a です。

以下、受付番号33番の1申請は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

農地法第3条総括表（使用貸借権設定）は記載のとおりですので説明を省略させていただきます。15頁をお開きください。

今月の事業計画変更承認申請は2件です。

議第2号 事業計画変更承認申請について

別紙土地に係る事業計画変更承認申請があったので、「農地法関係事務処理要領の制定について」（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農林水産省農村振興局長通知）に該当するので本会の意見を求めるものです。16頁をお開きください。

事業計画変更承認申請関係

受付番号1番 当初計画者住所氏名：岩手県一関市新大町124番地 株式会社一関開発代表取締役 長瀧大輔。承継者住所氏名：岩手県一関市新大町124番地 株式会社一関開発代表取締役 長瀧大輔。承認を受ける土地の所在：大字蟹沢字下縄目●●●●。地目、登記簿：畑、現況：宅地、地積：2,777㎡他10筆。変更後の用途：当初 複合商業施設、変更後 複合商業施設。備考として、5条許可令和7年7月17日付け指令村総農振第40号、建物配置変更、出店店舗数の減少で、転用目的（用途）に変更は無く、事業区域の拡大を伴わないため5条同時申請は不要となります。

以下、受付番号2番の1申請は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

事業計画変更総括表は記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。17頁をお開きください。

今月の農地法第5条の許可申請は4件です。

議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

農地法第5条第1項の規定による別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものです。18頁をお開きください。

農地法第5条第1項の規定による許可申請関係

受付番号1番 土地の所在：三日町三丁目●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地積：1,465㎡。譲渡人住所氏名：東京都福生市加美平三丁目●●●● ●●●● 職業：●●●●。

譲受人住所氏名：寒河江市大字白岩●●●● ●●●● 職業：●●●●。転用後の主要目的：長屋住宅、駐車場、物置、LPG庫、ゴミ置場、通路他で、所要面積計が1,465㎡。備考として所有権移転です。

以下、受付番号2番から19頁の受付番号4番までの3申請は記載のとおりですので、説

明を省略させていただきます。

農地法第5条総括表は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。20頁をお開きください。

ただいま説明いたしました事業計画変更承認申請、及び農地法第5条の申請箇所を示す位置図ですので参考にしてください。21頁をお開きください。

今月の農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案件は55計画です。

議第4号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画について

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、別紙土地に係る農用地利用集積等促進計画を作成するため、本会の意見を求めるものです。22頁をお開きください。

農用地利用集積等促進計画関係、所有権移転

番号1番 土地の所在：大字若木字若木●●●●。現況地目：樹園地、認定面積：565㎡。譲渡人住所氏名：東京都府中市住吉町2丁目●●●● ●●●●。譲受人住所氏名：東根市若木二条通り●●●● ●●●●。対価：150,000円（総価）です。

以下、番号2番から5番までの4計画については記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積等促進計画総括表（所有権移転）は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。23頁をお開きください。

農用地利用集積等促進計画関係、賃貸借権設定

番号6番 土地の所在：大字東根元東根字和合●●●●。現況地目：畑、認定面積：1,089㎡他1筆。貸人住所氏名：神奈川県茅ヶ崎市松が丘一丁目●●●● ●●●●。借人住所氏名：東根市中央一丁目●●●● ●●●●。契約期間：始期：令和8年4月1日、終期：令和18年3月31日。賃借料：10aあたり3,031円です。

以下、番号7番から30頁の番号54番までの48計画については記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積等促進計画総括表（賃貸借権設定）は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。31頁をお開きください。

農用地利用集積等促進計画関係、賃貸借権移転

番号55番 土地の所在：大字長瀬字西方●●●●。現況地目：田、認定面積：2,260㎡。貸人住所氏名：東根市六田一丁目●●●● ●●●●。旧借人住所氏名：東根市大字野田●●●● ●●●●。新借人住所氏名：東根市大字長瀬●●●● ●●●●。契約期間：始期：令和8年4月1日、終期：令和17年3月31日。賃借料：10aあたり10,000円です。

農用地利用集積等促進計画総括表（賃貸借権移転）は記載のとおりですので、説明を省

略させていただきます。

以上で、報告案件1件と議案4件の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

**【議長】**

次に日程第9、農地あっせん委員会の報告を、農地あっせん委員会委員長より求めます。  
12番寒河江一浩農地あっせん委員会委員長。

**【12番寒河江一浩農地あっせん委員会委員長】**

はい、12番寒河江です。農地あっせん委員会会議結果報告。

農地あっせん委員会を1月19日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび提案されました議題は、農地法第3条による所有権移転の許可申請14件、賃貸借権設定の許可申請17件、使用貸借権設定の許可申請2件、合計33件の取り扱いについてです。

農地の権利移動の許可申請案件については、去る1月15日に実施しました、農地あっせん委員による関係地区の現地調査、及び事務局による現地調査の結果をもとに慎重に審査を行いました。

はじめに所有権移転の許可申請についてですが、受付番号1番から14番の申請事由は、経営規模拡大となります。

次に、賃貸借権設定の許可申請についてですが、受付番号15番から18番、21番から24番、29番、31番の申請事由は、利用集積計画期間満了に伴う再設定となります。

受付番号19番、20番、26番から28番、30番の申請事由は、経営規模拡大となります。

受付番号25番の申請事由は、農地の一部が県道用地として買収されたことにより面積を縮小し再設定となります。

次に、使用貸借権設定の許可申請についてですが、受付番号32番の申請事由は、経営規模拡大です。

受付番号33番の申請事由は、経営移譲年金受給のための再設定です。

いずれの案件も取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術などをみても問題がないこと、地域との調和に支障がないことから、許可要件をすべてみたしております。

以上のことから、今月の案件はすべて許可することが妥当であるとの意見の一致をみております。

以上が、農地あっせん委員会の報告です。

つきましては、本総会におきましてもよろしくご審議くださいますよう、お願いいたし

ます。

【議長】

次に、日程第 10、農地転用委員会の報告を農地転用委員会委員長より求めます。

7 番永瀬清一農地転用委員会委員長。

【7 番永瀬清一農地転用委員会委員長】

はい、7 番永瀬です。農地転用委員会会議結果報告。

農地転用委員会を 1 月 19 日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび提案されました議題は、事業計画変更承認申請 2 件、農地法第 5 条による許可申請 4 件です。

転用許可申請関係案件については、去る 1 月 15 日実施の当番委員、及び事務局による現地調査をもとに審査を行いました。

はじめに事業計画変更承認申請についてですが、受付番号 1 番については、複合商業施設を整備するものとして令和 7 年 7 月に農地法第 5 条許可を受けたものですが、計画地の一部が埋蔵文化財の包蔵地に指定されたことなどから、土地利用の見直しにより、建物の配置及び出店店舗数を変更するものであります。受付番号 2 番については、障がい者就労支援施設及び認定こども園を複合的に整備するものとして、平成 29 年 4 月に農地法第 5 条許可を受けたものですが、計画地の一部が埋蔵文化財の包蔵地に指定されたこと、その後コロナ禍になったことなどから、計画地東側の認定こども園のみを整備し、西側の障がい者就労支援施設が、とん挫していたものです。この度、ニーズを踏まえた土地利用の見直しにより、障がい者就労支援施設から新たな認定こども園に変更し、包蔵地を避けた建物の配置で事業を再開するものです。

次に、農地法第 5 条についての農地区分、及び立地基準の判断であります。受付番号 1 番から 3 番については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にあるため、第 3 種農地となりますが、受付番号 1 番は長屋住宅を、受付番号 2 番は一般住宅を、受付番号 3 番は分譲用宅地を整備するものです。

農地区分（第 3 種農地）「第 2 の 1 の（1）のエの（ア）b（c）」に該当

受付番号 4 番については、市街地化が見込まれる区域内にある農地で、さくらんぼ東根駅を中心とする半径 500m から最大 1 km までの区域内宅地率が、40% となる区域内にある農地であることから、第 2 種農地となりますが、建築条件付売買予定地を整備するものです。

農地区分（第 2 種農地）「第 2 の 1 の（1）のオの（ア）a（b）」に該当

立地基準（第 2 種農地）「第 2 の 1 の（1）のオの（イ）」に該当

以上を踏まえ、許可基準に留意し各申請内容を検討した結果、承認相当、及び許可相当

の意見を付することの意見の一致をみました。

以上が、農地転用委員会の報告です。

つきましては、本総会におきましてもよろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

**【議長】**

以上で議案の説明と農地あっせん委員会、及び農地転用委員会の報告を終わります。

これより、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

**【8番石山一穂委員】**

はい、議長。

**【議長】**

石山一穂委員。

**【8番石山一穂委員】**

石山です。議第3号の受付番号4番について、転用委員会からの報告がありましたけれども、ここは過去申請が出されたところで、その後遺跡が出たので許可取消しとなりました。住民は、面積も大きかったので「耕作放棄地になるのではないかと」、心配し我々や小田島地区の実行組合員などが今後の推移について検討した経緯があります。この度、再び同じ5条申請が出たということで、遺跡についてどのような進捗があったのか、当初の面積と比べてどのくらいの規模で進んでいくのか教えていただきたいのですが。

**【議長】**

後藤農地係長、お願いします。

**【後藤農地係長】**

石山委員のご質問にお答えします。この土地につきましては、過去に農振除外が決定し、令和7年1月に転用申請が出されました。実際には県の許可前に埋蔵文化財の関係で取下げがあったので、農振除外の状態のままで止まっている状態です。この度、申請地の西側に包蔵地が指定され、そこを避けた形で計画の見直しということで、面積は減少した形で申請されています。この土地については、もともと遊休化していた農地を含め、事業が動き出してから遊休化した部分があり、病虫害が発生した懸案の土地だったため、転用委員会でもこれまでの経緯を鑑み「やむを得ない開発なのではないか」と許可相当のご意見をいただいたところです。開発事業者に対しまして、今回の建築条件付売買の契約書の特約条項に「この辺周囲一帯は営農活動が活発に行われている地域であること」、「防除や農作業がある地域であること」を確実に告知するような形をお願いしています。計画地から外れてしまった土地は農地として活用していただく形で事業者から地権者に説明をしていると聞いています。

【議長】

ありがとうございます。石山委員、いかがですか。

【8番石山一穂委員】

はい。それでは当初面積の大半は、現在耕作放棄地で今後は綺麗になるのですが、遺跡が発掘された一部も同じように耕作放棄地です。この地主から誰か作ってくれる人はいないかという話がちらちらと聞こえてくる中で、将来の方向性が分からない状況で貸した後、その土地が事業に該当することとなり「せっかく育った木を伐採しなければならなくなった」という懸念が無いのか、という話もあるので質問したところです。ありがとうございました。

【議長】

その他ありませんか。

【5番仲野孝藏委員】

はい、議長。

【議長】

仲野委員、どうぞ。

【5番仲野孝藏委員】

仲野です。議第4号の番号51番について、借人は年齢が85歳ぐらいの人です。元気な人ですが、今から10年も契約して大丈夫なのだろうか。受付時、年齢はみないのでしょうか。

【議長】

どうですか、後藤係長。

【後藤農地係長】

はい、仲野委員のご質問にお答えします。農用地利用促進計画については、当初の計画登録で担い手に登録されている方であれば、年齢の高い方も含まれております。計画において、本人が「10年後もする」と言うのであれば、受理しなければならないのかな、と思っております。この方は、当初の計画から担い手に認定されていたのか分かりませんが、例えば「新規に促進計画を使いたい」「担い手に登録したい」という方が各営農センターに行った際、「10年後確実に経営して拡大していく」「農協に出荷していく」との話があったり、後継者がいると言っている方は高齢者であっても認める、と受付担当である農林課から聞いております。

【5番仲野孝藏委員】

はい。

【議長】

仲野委員。

【5番仲野委員】

51番の方は私も知っている方ですが、恐らく後継者はいない。85歳の方が今から10年間借りることを認めると、農業委員会で何をしているんだ、と言われてしまうのでは。

【議長】

この方は今でもトラクターに乗って一生懸命働いている、と聞いたことがあります。

【8番石山委員】

議長、よろしいですか。

【議長】

石山委員、発言を認めます。

【8番石山委員】

中間管理機構は、原則10年と聞いているのですが、高齢の理由で3年とか5年でも大丈夫なのでしょうか。

【議長】

後藤係長。

【後藤農地係長】

石山委員のご質問にお答えいたします。原則10年としております。

【8番石山委員】

はい。

【議長】

石山委員、どうぞ。

【8番石山委員】

農業委員会が仲野委員の懸念していることに回答するとすれば、その人がいくら高齢であろうと、制度が10年と決まっているために認めざるを得なかった、という話に持っていくしかない、ということでしょうか。

【11番阿部昇委員】

議長、よろしいでしょうか。

【議長】

阿部委員。発言を認めます。

【11番阿部昇委員】

この話に関連して、31頁に賃貸借権移転がありますが、議案の説明には「残りが9年」とあります。51番も10年を原則として耕作出来なくなったということで、救済措置としてこういうことが可能でしょうか。

【議長】

後藤農地係長、どうですか。

【後藤農地係長】

阿部委員のご質問にお答えします。この賃貸借権移転ですが、契約内容をそのままにして残りの期間を別の担い手の方に移転することが農地中間管理機構は出来ます。これは制度上、貸人は農地中間管理機構に貸し、機構は借人に貸している、という仕組みになっているものなので、借人が途中で体調不良により耕作出来なくなったという場合には、受け手の変更という形で55番のように借人の変更として出来ます。

【議長】

阿部委員、よろしいですか。

【11番阿部委員】

はい、ありがとうございます。

【5番仲野孝藏委員】

議長、よろしいでしょうか。

【議長】

仲野委員、どうぞ。

【5番仲野孝藏委員】

今の賃貸借権移転の理屈は分かるのだけれども、果たして農業委員会で51番の申請を認めていいのか、疑問に思うわけです。

【議長】

後藤係長、これはあっせん委員会で問題にならなかったのですか。

【後藤農地係長】

集積等促進計画に関しましては、市の作成した計画に農業委員会が意見を求められているもので、あっせん委員会には諮られておりません。

【議長】

そうでしたか。

【1番清野周治委員】

はい、議長。

【議長】

清野委員、どうぞ。

【1番清野委員】

この件に関しましては、我々で否決することは出来るのですか。

【議長】

後藤農地係長、どうですか。

【後藤農地係長】

全部効率的利用条件を満たしていないとか、農地を荒らしている方に問題があるということ意見を出すことは出来ます。但し、今回のケースは既に担い手に登録している方なので、その方が耕作出来ないかもしれない、という部分で意見を付することはどうなのでしょう。

【5番仲野委員】

議長、いいですか。

【議長】

はい、仲野委員。

【5番仲野委員】

懸念というより10年契約は普通に考えると無理な話。少なくとも5年にして、更新という形でもよいのではないのですか。

【伊藤事務局長】

はい、議長。

【議長】

伊藤事務局長、どうぞ。

【伊藤事務局長】

皆様からいろいろなご意見が出ましたけれども、高齢を理由に10年が駄目だというのは、私達でもいつ何が起きるのか分からない中で生きているわけですから、高齢だからという理由で農業委員会の意見を付するというのは好ましくない、と私は思います。

皆様いかがでしょうか。

【1番清野周治委員】

はい。

【議長】

清野委員。

【1番清野周治委員】

そうしますと、何のためにこの議案が出てくるのですか。我々は何をすればいいのですか。

【伊藤事務局長】

はい。

【議長】

伊藤事務局長、どうぞ。

【伊藤事務局長】

この方が、この計画に基づいて営農していくことので了承です。年齢が基準では無いと思います。

【1番清野周治委員】

議長。

【議長】

清野委員。

【1番清野委員】

年齢が基準でないかもしれないけれども、営農が出来るかどうかの不安があるから仲野委員からも意見が出ているんです。やはり普通に考えれば当然ですよ。後継者が確実にいるのであれば、何も問題は無いのですが。

【伊藤事務局長】

はい。

【議長】

伊藤事務局長。

【伊藤事務局長】

後継者は確かにいないという話ですが、お子さんはいるので、兼業になるかもしれませんが出来ないことはないのかな、と思います。

【1番清野周治委員】

はい。

【議長】

清野委員、どうぞ。

【1番清野周治委員】

これから利用集積等促進計画で上がってきた案件で、何か問題がありそうなものがあつた場合は、私たちはただ意見を付することしかできないということですね。それを駄目だと決定する権限が無いということですね。

【伊藤事務局長】

はい。

【議長】

伊藤事務局長。

【伊藤事務局長】

その通りです。中間管理機構に関しましては、農業委員会は意見を付するのみです。皆様の総意で「80歳過ぎの人の10年契約は好ましくない」という意見を付することは可能です。ただ、それを付するのが良いのかどうか、この場で議論していただきたい。

【議長】

それぞれの家庭の理由はあるけれども、お子さんがいるので、もしかすると途中で切り替えて農家をするかもしれない。一概に駄目だと言えないところがある。兼業農家でもやっていけるのではないかと、思うが。

【7番永瀬清一委員】

はい。

【議長】

永瀬委員、どうぞ。

【7番永瀬清一委員】

そういった意見があったということは、本人には伝えるのですか。

【伊藤事務局長】

議長。

【議長】

伊藤事務局長、どうぞ。

【伊藤事務局長】

本人にではなく市に対して伝えます。農林課に伝えます。

【8番石山一穂委員】

議長、いいでしょうか。

【議長】

石山委員、どうぞ。

【8番石山一穂委員】

「年齢的なこともあり注視していただきたくよう願います」の意見が出たということ、を農林課に伝えては駄目なのでしょうか。私たちは「高齢だから駄目だ」で無く、心配しているだけです。この農地がこれから受け手がいない契約になってしまわないか危惧しているのです。ぜひこの意見を伝えてほしい。

【伊藤事務局長】

議長。

【議長】

伊藤事務局長。

【伊藤事務局長】

番号を特定しないようにして意見を付するという形でよろしいですか。

【議長】

皆さんどうですか。

【全委員】

賛成です。

【議長】

それでは、市に対して先程の意見を付していただくようお願いします。

そのほかありませんか。

質疑もないようですから終結いたします。

次に、日程第 11、地区委員会の開会及び報告についてであります。お諮りいたします。ただいまから15分の時間内で地区ごとに議案を審議していただき、その結果について報告を願うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

それでは、これから速やかに地区委員会の開会をお願いします。

なお、議第 1 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、1 番清野周治委員、及び 5 番仲野孝藏委員が、議第 3 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、11 番阿部昇委員が、また議第 4 号農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画について、8 番石山一穂委員が、それぞれ農業委員会等に関する法律第 31 条の規定による議事参与に関する制限に該当します。したがって、これらの議事に参与することが出来ないことをご了承願います。

只今の時間は、午前 10 時 35 分でありますので午前 10 時 50 分を目途に地区委員会を終了してくださるようお願いします。

それでは休憩いたします。

午前 10 時 35 分 休 憩

午前 11 時 00 分 開 議

【議長】

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。これより地区委員会の審議の結果の報告を

求めます。最初に、東根・神町地区委員会の報告をお願いします。

**【9番栗原洋幸委員】**

9番栗原です。東根・神町地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第1号については、経営規模の拡大や期間満了に伴う再設定によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第3号については、農地転用委員会の報告と同様農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第4号については、地域の中心となる担い手に貸付、又は所有権移転するものであり、当該計画を認め、決定することの意見の一致をみました。

以上、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

**【議長】**

次に、東郷・高崎地区委員会の報告をお願いします。

**【13番大江正好委員】**

13番大江です。東郷・高崎地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第1号については、経営規模の拡大や期間満了に伴う再設定によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第4号については、地域の中心となる担い手に貸付するものであり、当該計画を認め、決定することの意見の一致をみました。

以上、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

**【議長】**

次に、大富・小田島・長瀬地区委員会の報告をお願いいたします。

**【3番 大江弘哉委員】**

3番大江です。大富、小田島、長瀬地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第1号については、経営規模の拡大や期間満了に伴う再設定等によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第2号、及び議第3号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、承認相当及び許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第4号については、地域の中心となる担い手に貸付、又は所有権移転するものであり、当該計画を認めますが、一部については先ほどの質疑応答の意見をふまえることで決定す

ることの意見の一致をみました。

以上、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

これを持ちまして、各地区委員会の審議の結果の報告を終わります。

これより採決に入ります。

なお、報第1号農地賃貸借契約の合意解約については、報告事項でありますのでご了承願います。

それでは初めに、議第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について採決いたしますが、その前に1番清野周治委員、及び5番仲野孝藏委員に申し上げます。あなた方は、議事参与に関する制限に該当しますので、しばらくの間退席願います。

お諮りいたします。

議第1号について、農地あっせん委員会、及び地区委員会の審議のとおり許可することに、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

よって、議第1号については、許可することに決しました。

1番清野周治委員、及び5番仲野孝藏委員の復席を求めます。

1番清野周治委員、及び5番仲野孝藏委員に申し上げます。只今、議第1号については許可することに決しましたので報告いたします。

次に、議第2号事業計画変更承認申請について、採決いたします。

お諮りいたします。

議第2号について、農地転用委員会、及び地区委員会の審議のとおり承認相当との意見を付することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

よって、議第2号については承認相当との意見を付することに決しました。

次に、議第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請について採決いたしますが、その前に11番阿部昇委員に申し上げます。あなたは、議事参与に関する制限に該当します

のでしばらくの間退席願います。

お諮りいたします。

議第3号について、農地転用委員会、及び地区委員会の審議のとおり許可相当との意見を付することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

よって、議第3号については、許可相当との意見を付することに決しました。

11番阿部昇委員の復席を求めます。

11番阿部昇委員に申し上げます。只今、議第3号については、許可相当との意見を付するに決しましたので報告いたします。

次に、議第4号農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画について採決いたしますが、その前に8番石山一穂委員に申し上げます。あなたは、議事参与に関する制限に該当しますので、しばらくの間退席願います。

お諮りいたします。

議第4号について、地区委員会の審議のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

よって、議第4号については、決定することに決しました。

8番石山一穂委員の復席を求めます。

8番石山一穂委員に申し上げます。只今、議第4号については、決定することに決しましたので報告いたします。

以上で、日程の全部を終了いたします。

これをもちまして、令和8年第1回東根市農業委員会定例総会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

午前11時08分 閉会

上記議事の顛末を記載しこれに相違ないことを証しとするためここに署名する。

東根市農業委員会定例総会

議 長 菅原 繁治

議事録署名委員 高橋 浩一

議事録署名委員 東海林 光輝